

エア遊具の事故防止の徹底について

3月、神奈川県内で、エア遊具（大型の空気式滑り台）が風で倒れ、大人・子供合わせて11名が負傷する事故が発生しました。

本件事故を受け、消費者庁は関係事業者に対し、エア遊具の安全管理の徹底を要請しています。

エア遊具を安全に運営するための基準は、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会（JIPSA）の「安全運営の10か条」に定められています。エア遊具の設置・運営に携わる事業者の方は、この「安全運営の10か条」を守る等、安全管理を徹底してください。

「安全運営の10か条」はこちらからご覧いただけます。

<http://www.jipsa.org/pdf/anzenkaitei.pdf>

（一般社団法人 日本エア遊具安全普及協会「安全運営の10か条」）

【関連情報】

- 「エア遊具の事故防止について」消費者庁「プレスリリース」

http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160331kouhyou_3.pdf

- 一般社団法人 日本エア遊具安全普及協会

<http://www.jipsa.org/index.html>

問合せ先 生活文化局消費生活部生活安全課

TEL 03-5388-3055